

幸区市民活動交流イベント事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市民活動の活性化を図ることを目的として、幸区役所と市民活動団体が協働連携して取組む幸区市民活動交流イベント（以下「交流イベント」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(実施内容)

第2条 実施内容は、次に定めるものとし、年に1回程度実施する。

- (1) 市民活動団体による活動の発表
- (2) 市民活動団体同士の交流
- (3) その他、交流イベントの目的を達成するために必要なこと

(参加団体)

第3条 交流イベントに参加する市民活動団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 幸区内で活動する団体
- (2) 幸区内での活動を希望する団体
- (3) その他、特に区長が認めた団体

(団体等の制限)

第4条 第2条にかかる実施内容及び第3条にかかる参加団体の活動目的が、次にあてはまらないものとする。

- (1) 営利活動
- (2) 政治活動及び宗教活動
- (3) 公序良俗に反する活動
- (4) その他、区長が不相当と認める活動

(実行委員会)

第5条 交流イベントを実施するに当たり、幸区役所と市民活動団体が協働連携して企画及び運営を行うため、幸区市民活動交流イベント実行委員会を設置する。

(庶務)

第6条 この事業に関する事務は、幸区役所まちづくり推進部地域振興課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、区長が別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。